

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
自動車技術会	定期購読料	110,000		2011/4/6		公社	国所管	自動車技術は日々進歩し、グローバルかつ多岐にわたっているため、自動車アセスメント業務を的確に実施する上で、定期購読により専門的知識、技術に関する情報を常に取り入れることが必須であることから、やむを得ないと考える。	有
内外情勢調査会	定期購読料	252,000		2011/4/12 2011/9/26		特社	国所管	当該支出は、内外情勢調査会の機関誌、セミナーへの参加等を通じて自動車についての国内外の諸情勢に関する知見を得ることが機構の業務運営に有用なものであるとして、平成24年度上半期の支出を行ったものである。しかし、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、自動車についての国内外の諸情勢に関する知見は、日常的な各種ホームページ等を通じた情報収集、関係者との意見交流等により必要な効果を得ることが可能であることから、平成24年度下半期からは当該支出を廃止することとした。	有

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
関西交通経済研究センター	定期購読料	100,000		2011/4/27		特財	国所管	当該支出は、関西交通経済研究センターの機関誌、セミナーへの参加等を通じて、関西圏の交通経済の諸情勢に関する知見を得るための支出であり、主として機構が行う関西圏の自動車運送事業者に対する安全指導業務等を実施する上では有用なものであるが、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、関西圏の交通経済の諸情勢に関する知見は、日常的な各種ホームページ等を通じた情報収集、行政機関、自動車運送事業者関係団体等から直接行う情報収集等により代替が可能であることから、平成24年度からは当該支出を廃止することとした。	有
産業カウンセラー協会	産業カウンセラー養成講座受講料等	7,043,600		2011/11/1ほか		特社	国所管	適性診断においてカウンセリングを行うためには産業カウンセラーの資格が必要であるが、当該資格の取得のためには「適性診断の認定に関する実施要領(平成24年4月13日付け国土交通省告示第456号)」が指定する社団法人日本産業カウンセラー協会の開講する講座を受講することが義務づけられているため、やむを得ないと考える。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。